



年に1回、健康診査を受診しましょう

75歳以上の後期高齢者医療被保険者の方(※1)は、年1回(※2)、**無料で健康診査**が受けられます。
生活習慣病の早期発見のため、ぜひ受診しましょう。

※1 65歳以上で障害認定を受け、後期高齢者医療の被保険者となっている方を含みます。
※2 4月～翌年3月の間に1回、受診できます。

- 日ごろ病院にかかっていない方
- 病院にかかっているが、生活習慣病の治療や検査は受けていない方

このような方に特に受診をおすすめします



健診の対象にならない方

- すでに生活習慣病の診断を受け、治療・服薬中の方。(かかりつけの医師にご相談ください)
 - 老人ホーム、老人福祉施設、ケアハウスなどにお住まいの方。(お住まいの施設で健康管理を受けます)
 - 6か月以上、連続して入院中の方。
- ※詳しくはお申し込みの際におたずねください。

? 健診を受けると、何がわかるの?

日本人の死因の3分の2を占める、**高血圧・高脂血症・脳卒中・糖尿病・心臓病**

などの、生活習慣病の傾向がないか、診断します。

? 健診の結果はどうやって見ればいいのか?

お住まいの市・町の保健師が解説します。保健センターなどにご相談ください。

? いつ、どこで受けられるの? どうやって受ければいいのか?

お近くの医療機関で希望の日に受診する「**個別健診**」と、保健センターなどで決まった日に開催される「**集団健診**」があります。(市・町によって異なります)

受診にはあらかじめ申し込みや受診券が必要となる場合があります。

お住まいの市や町の市役所・町役場にて、申込の受付や、受診日・受診機関のご案内を行っています。詳しくは、市町の広報やホームページをご覧ください。裏面の問い合わせ先にお問い合わせください。

○ 75歳未満の人の健康診査について

健康診査は、加入している医療保険において実施することとなっています。国民健康保険加入の方は、市町が実施する「**特定健診**」を受診します。

それ以外(社会保険など)の方は、加入の医療保険者にお問い合わせください。